

# 美幌町立中学校における拠点校部活動に関する実施要項

## 1 目的

美幌町立中学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術における多様なニーズに応え、親しみ・楽しさ・喜びを体験する機会を確保するために、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」という）を実施することにより持続可能な部活動の実現を図り、部活動の活性化や生徒の部活動に対する活動意欲を高めることを目的とする。

## 2 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、美幌町教育委員会（以下、「教育委員会」という）とする。実施主体は、美幌町立中学校とする。

## 3 拠点校部活動の定義

在籍している学校（以下、「在籍校」という）において、希望する部活動が設置されていない生徒のスポーツ・文化芸術における多様なニーズに応えるため、教育委員会が定めた実施主体の中で、活動することを校長が承認した学校（以下、「拠点校」という）で受け入れる部活動を、本町における拠点校部活動とする。

## 4 実施対象校及び実施部活動

教育委員会が拠点校部活動の参加希望者を調査し、実施主体の意向を踏まえた上で実施対象校及び実施部活動を定める。

## 5 実施期間

実施期間は1年間（年度単位）を基本とするが、継続も拒まないものとする。  
また、部員数や指導者の状況等により、拠点校を変更することがある。

## 6 実施上の留意点

### (1) 実施申請

- ① 拠点校部活動を実施する美幌町立中学校は、教育委員会に「拠点校部活動実施申請書」（様式第1号）を提出する。
- ② 教育委員会は、上記①の申請書を受け、小学校を通じて拠点校部活動の希望調査を事前に実施し、参加募集を配布する。

### (2) 参加の承認

- ① 拠点校部活動へ参加する場合、保護者並びに児童生徒は拠点校の部活動見学や活動計画、活動方針等について説明を受けることを基本とし、拠点校の部活動規定・生活指導に同意した上で、「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」（様式第2号）を在籍校へ提出する。
- ② 在籍校は、上記①の参加申込書・保護者同意書を拠点校へ提出する。
- ③ 拠点校は参加の可否を判断し、「拠点校部活動承認通知書」（様式第3号）または「拠点校部活動不承認通知書」（様式第4号）を在籍校に送付する。
- ④ 在籍校は、上記③で送付された通知書を保護者に送付する。

(3) 実施決定

教育委員会は、拠点校から在籍校への「拠点校部活動承認通知書」の送付をもって、実施を認めるものとする。

(4) 大会等への参加

① 拠点校部活動の登録は、中体連規約に基づき拠点校が対応し、大会参加等の連絡についても拠点校が対応する。

② 大会参加にあたっては、中体連や各競技団体の規約に従う。

なお、中体連においては、拠点校部活動と複数校合同チームによる編成の併用が規定されていないため、大会出場ができない場合があることに留意する。

(5) 拠点校への移動

① 拠点校への移動に関しては、在籍校と拠点校の指示により、保護者の責任のもと、保護者による送迎や徒歩・自転車での移動を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。

② 自転車通学を許可していない学校への自転車による移動については、拠点校が判断する。

(6) 安全管理

① 活動中は、拠点校の規則及び顧問の指示に従う。

② 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応するものとする。

③ 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動、活動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付制度が適用され、その手続き等は生徒が在籍している学校が行う。

(7) 在籍校及び拠点校の連携

① 在籍校及び拠点校は、担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。

② 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報は提供するものとする。

③ 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

(8) 保護者及び生徒の留意事項

① 活動を欠席する場合は、在籍校の担当者が拠点校の顧問に直接連絡する。

② 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。

③ 保護者が負担する経費については、拠点校の規定に準ずる。

(9) 拠点校及び在籍校の留意事項

① 総括責任者は教頭とし、必要に応じて生徒の活動状況等の連携を図る。

② 生徒または保護者が本実施要項に従わない場合などの問題が生じた場合は、拠点校及び在籍校の校長が、活動停止や拠点校部活動の不承認（退部）の措置をとることができる。

## 7 その他

- (1) 他市町村から拠点校部活動への参加希望があった場合は、当該教育委員会間で検討し、教育委員会が当該拠点校の校長と協議の上、決定することとする。
- (2) この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて関係学校と協議の上、決定及び実施することとする。

## 8 実施に伴う書類

「拠点校部活動」実施に伴う必要書類は次のとおりとする。

- (1) 「拠点校部活動実施申請書」（様式第1号）
- (2) 「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」（様式第2号）
- (3) 「拠点校部活動承認通知書」（様式第3号）
- (4) 「拠点校部活動不承認通知書」（様式第4号）

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。